

議案第 91 号

東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成

の公営に関する条例及び東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選

挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関

する条例及び東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公

営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例及び東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ビラ
の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に
に関する条例の一部改正)

第1条 東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例（平成5年東大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「
270, 655円」を「293, 440円」に、「28円35銭」を「30円73銭」
に改める。

(東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例の一部改正)

第2条 東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
に関する条例（平成19年東大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第1号及び第2号並びに第2条の規定による改正後の東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。））に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。））に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に</p>

限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 586 円 88 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316, 250 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 293, 440 円と 30 円 73 銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額との合計金額に 316, 250 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 541 円 31 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316, 250 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 270, 655 円と 28 円 35 銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額との合計金額に 316, 250 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

東大阪市議会議員及び東大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p>	<p>(公費負担の限度額)</p>

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。